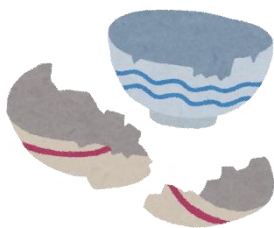


引越トラブルにご注意ください



新生活が始まる3月から4月にかけて、引越トラブルに関する相談が多く寄せられます。相談内容としては、荷物の破損や紛失、それらの補償に関するものが挙げられますが、中にはオンラインで取得した見積りに関するものもあります。

転居先で荷物を開封したところ、
食器が破損していた



オンライン見積の結果で選んだ業者に
依頼したところ、結果的に当初の見積
以上の額を請求された



注意

- 傷や故障が引越に起因するものかを特定しづらく、また、その発見までに時間がかかってしまう場合があります。
- エアコンの設置作業などの附帯サービスに係る費用が、引越料金に含まれていない場合があります。
- オンライン見積りでは、見積りに必要な情報を引越業者へ伝えるのが難しい場合があります。

ポイント

- インターネットを通じた情報伝達に不安がある場合は、引越業者による訪問見積もりも検討してください。
- 引越業者から提示される約款や見積書は、内容を十分に確認し、不明な点は必ず事前に質問して解消しておきましょう。
- 万が一のトラブルに備え、引越し前後の荷物の状況などを記録しておくことが重要です。
- 不安に思った場合や、トラブルが発生した場合には、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



消費者ホットライン ☎ 188

(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)

消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

又は 愛媛県消費生活センター 089-925-3700(相談専用)



愛媛県消費生活相談窓口
イメージキャラクター
「こまどりのPiPi」